

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の
一部を改正する政令等の公布について

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第44号。以下「改正政令」という。）及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第16号）が本日公布されたところである。

改正政令等は、障害者雇用率の引上げや除外率の引下げ等、所要の改正を行うものであり、雇用率については令和6年4月1日から、除外率については令和7年4月1日から施行するものである。その主たる内容は下記のとおりであるので、趣旨を十分理解の上、その施行に万全を期せられたく、通知する。

また、その施行に当たっては、都道府県の労働関係部局のみならず、福祉関係部局との連携にも留意されたい。

記

1 改正政令のうち、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令改正関係

(1) 障害者雇用率等

- ① 障害者雇用率を、国及び地方公共団体にあつては3.0%に、都道府県等の教育委員会にあつては2.9%に、一般事業主にあつては2.7%に、独立行政法人を含む一定の特殊法人（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号。以下「令」という。）別表第二に掲げる法人をいう。以下同じ。）にあつては3.0%に改めるものとする。こと。（令第2条、第9条及び第10条の2第2項関係：令和6年4月1日施行）
- ② 単位調整額を、2万9千円に改めるものとする。こと。（令第15条関係：令和5年4月1日施行）
- ③ 基準雇用率を、2.7%に改めるものとする。こと。（令第18条関係：令和6年4月

1 日施行)

- ④ 除外率設定機関に係る除外率について、一律 10 ポイントの引下げを行うものとする。 (令別表第 4 関係：令和 7 年 4 月 1 日施行)

(2) 経過措置

令和 8 年 6 月 30 日までは、障害者雇用率を、国及び地方公共団体にあつては 2.8%に、都道府県等の教育委員会にあつては 2.7%に、一般事業主にあつては 2.5%に、一定の特殊法人にあつては 2.8%にするとともに、基準雇用率を 2.5%にすること。(改正政令附則第 3 条第 1 項関係)

2 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則改正関係

(1) 障害者雇用率等

- ① 雇用率の引上げに伴う障害者の雇用状況の報告義務の対象となる事業主の範囲の見直し

障害者の雇用状況の報告義務の対象となる一般事業主の範囲を、その雇用する労働者の数が常時 43.5 人以上から 37.5 人以上 (一定の特殊法人にあつては 38.5 人以上から 33.5 人以上) である事業主に改めるものとする。 (障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則 (昭和 51 年労働省令第 38 号。以下「則」という。))
第 7 条関係：令和 6 年 4 月 1 日施行)

- ② 除外率設定業種に係る除外率の引下げ

除外率設定業種に設定されている除外率について、一律 10 ポイントの引下げを行うものとする。 (則別表第 4 関係：令和 7 年 4 月 1 日施行)

(2) 経過措置

障害者の雇用状況の報告義務の対象となる一般事業主の範囲を、令和 8 年 6 月 30 日までは、40 人以上 (一定の特殊法人にあつては 36 人) である事業主とすること。(障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第 2 条関係)

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和五年三月一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第四十四号

令

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令
内閣は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）附則第三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第三十八条第一項、同法附則第三条第二項の規定により読み替えて適用される同法第四十三条第二項及び第六項並びに同法附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される同法第五十条第二項及び第五十四条第三項並びに身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）附則第一条の二の規定により読み替えて適用される同法第十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部改正）

第一条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「百分の二・六」を「百分の三」に改め、同条ただし書中「百分の二・五」を「百分の二・九」に改める。

第九条中「百分の二・三」を「百分の二・七」に改める。

第十条の二第二項中「百分の二・六」を「百分の三」に改める。

第十五条中「二万七千円」を「二万九千円」に改める。

第十八条中「百分の二・三」を「百分の二・七」に改める。

附則第二項中「百分の二・五」を「百分の三・五」に改める。

附則第八項中「百分の十」を「百分の五」に改める。

別表第四の百分の九十五以上の項中「百分の七十五」を「百分の六十五」に改め、同表の百分の九十以上の百分の九十未満の項中「百分の七十」を「百分の六十」に改め、同表の百分の八十五以上の百分の九十未満の項中「百分の六十」を「百分の五十」に改め、同表の百分の七十五以上の百分の八十五未満の項中「百分の五十」を「百分の四十」に改め、同表の百分の七十以上の百分の七十五未満の項中「百分の五十」を「百分の四十」に改め、同表の百分の六十以上の百分の六十五未満の項中「百分の三十五」を「百分の二十五」に改め、同表の百分の五十以上の百分の六十未満の項中「百分の三十五」を「百分の二十五」に改め、同表の百分の四十以上の百分の五十未満の項中「百分の二十五」を「百分の二十」に改め、同表の百分の三十五以上の百分の四十未満の項中「百分の二十」を「百分の十五」に改め、同表の百分の三十以上の百分の三十五未満の項及び百分の二十五以上の百分の三十未満の項を削る。

（身体障害者補助犬法施行令の一部改正）

第二条 身体障害者補助犬法施行令（平成十四年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「四十三・五人」を「三十七・五人」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第十五条の改正規定及び次条の規定 令和五年四月一日

二 第一条中障害者の雇用の促進等に関する法律施行令附則第二項及び第八項並びに別表第四の改正規定 令和七年四月一日

（経過措置）

第二条 第一条の規定（前条第一号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第十五条の規定は、令和五年度以後の年度分として支給する障害者雇用調整金の額の算定について適用し、令和四年度以前の年度分として支給する障害者雇用調整金の額の算定については、なお従前の例による。

第三条 第一条の規定（附則第一条各号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（以下この条において「新障害者雇用促進法施行令」という。）第二条、第九條、第十条の二第二項及び第十八条の規定の適用については、令和八年六月三十日までの間、新障害者雇用促進法施行令第二条中「百分の三」とあるのは「百分の二・八」と、同条ただし書中「百分の二・九」とあるのは「百分の二・七」と、新障害者雇用促進法施行令第九条中「百分の二・七」とあるのは「百分の二・五」と、新障害者雇用促進法施行令第十条の二第二項中「百分の三」とあるのは「百分の二・八」と、新障害者雇用促進法施行令第十八条中「百分の二・七」とあるのは「百分の二・五」とする。

2 新障害者雇用促進法施行令第十八条の規定（前項の規定により読み替えて適用される場合を除く。）は、令和八年度以後の年度分として支給する障害者雇用調整金の額及び納付すべき障害者雇用納付金の額を算定する場合における障害者雇用の促進等に関する法律附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される同法第五十四条第一項の規定により令和八年七月以後の各月の初日における事業主の雇用する労働者の数に乘じる基準雇用率について、前項の規定により読み替えて適用される新障害者雇用促進法施行令第十八条の規定は、令和六年度から令和八年度までの年度分として支給する障害者雇用調整金の額及び納付すべき障害者雇用納付金の額を算定する場合における同法附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される同法第五十四条第一項の規定により令和六年四月から令和八年六月までの各月の初日における事業主の雇用する労働者の数に乘じる基準雇用率について、それぞれ適用し、令和五年度以前の年度分として支給する障害者雇用調整金の額及び納付すべき障害者雇用納付金の額の算定については、なお従前の例による。

第四条 第二条の規定による改正後の身体障害者補助犬法施行令第二条の規定の適用については、令和八年六月三十日までの間、同条中「三十七・五人」とあるのは、「四十人」とする。

厚生労働大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 岸田 文雄

○厚生労働省令第十六号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第四十四号）の一部の施行に伴い、並びに障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第四十三条第七項及び同法附則第三条第二項の規定により読み替えて適用する同法第四十三条第一項の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月一日

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）の一部を次の表のように改正する。

厚生労働大臣 加藤 勝信

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	<p>（法第四十三条第七項の厚生労働省令で定める数）</p> <p>第七条 法第四十三条第七項の厚生労働省令で定める数は、<u>三十七・五人</u>（令別表第二に掲げる法人にあつては、<u>三十三・五人</u>）とする。</p>
改 正 前	<p>（法第四十三条第七項の厚生労働省令で定める数）</p> <p>第七条 法第四十三条第七項の厚生労働省令で定める数は、<u>四十三・五人</u>（令別表第二に掲げる法人にあつては、<u>三十八・五人</u>）とする。</p>

別表第四（附則第一条の三関係）

除外率設定業種	除外率
(削る)	(削る)
非鉄金属第一次製錬・精製業 貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く。）	百分の五
建設業 鉄鋼業 道路貨物運送業 郵便業（信書便事業を含む。）	百分の十
港湾運送業 警備業	百分の十五
鉄道業 医療業 高等教育機関 介護老人保健施設 介護医療院	百分の二十
林業（狩猟業を除く。）	百分の二十五
金属鉱業 児童福祉事業	百分の三十
特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。）	百分の三十五
石炭・亜炭鉱業	百分の四十
道路旅客運送業 小学校	百分の四十五
幼稚園 幼保連携型認定こども園	百分の五十
船員等による船舶運航等の事業	百分の七十
備考 除外率設定業種欄に掲げる業種のうち介護医療院、林業（狩猟業を除く。）、特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。）、及び船員等による船舶運航等の事業以外の業種は、日本標準産業分類（平成二十五年総務省告示第四百五号）において分類された業種区分によるものとする。	

別表第四（附則第一条の三関係）

除外率設定業種	除外率
(削る)	(削る)
非鉄金属製造業（非鉄金属第一次製錬・精製業を除く。） 船舶製造・修理業、船用機関製造業 航空運輸業 倉庫業	百分の五
国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る。） 採石業、砂・砂利・玉石採取業 窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。） その他の鉱業 水運業	百分の十
非鉄金属第一次製錬・精製業 貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く。）	百分の十五
建設業 鉄鋼業 道路貨物運送業 郵便業（信書便事業を含む。）	百分の二十
港湾運送業	百分の二十五
鉄道業 医療業 高等教育機関	百分の三十
林業（狩猟業を除く。）	百分の三十五
金属鉱業 児童福祉事業	百分の四十
特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。）	百分の四十五
石炭・亜炭鉱業	百分の五十
道路旅客運送業 小学校	百分の五十五
幼稚園 幼保連携型認定こども園	百分の六十
船員等による船舶運航等の事業	百分の八十
備考 除外率設定業種欄に掲げる業種のうち非鉄金属製造業（非鉄金属第一次製錬・精製業を除く。）、国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る。）、林業（狩猟業を除く。）、特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。）、及び船員等による船舶運航等の事業以外の業種は、日本標準産業分類（平成二十五年総務省告示第四百五号）において分類された業種区分によるものとする。	

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第七条の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第七条の規定の適用については、令和八年六月三十日までの間、同条中「三十七・五人」とあるのは「四十人」と、「三十三・五人」とあるのは「三十六人」とする。